退職後の健康保険について

退職後の健康保険へのご加入は、「健康保険任意継続」・「国民 健康保険」・「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢が あります。

(1)健康保険任意継続

①お手続き先

- ・協会けんぽの保険証をお持ちの方 ⇒お住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部へお手続きください。
- 2加入要件
 - ⑦資格喪失日の前日(退職日)までに2か月以上の被保険者期間があること。
 - ④資格喪失日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。
- ③その他
- ・健康保険任意継続に加入できる期間は2年間です。

(2) 国民健康保険

お手続き先

お住まいの市町村役場の国民健康保険の係へご相談下さい。

(3)被扶養者

お手続き先

お勤めされている方(被保険者)の勤務先を通じて日本年金機構等 にご相談ください。

【任意継続に関するお問い合わせ先】

全国健康保険協会和歌山支部 業務グループ TEL: 073-421-3102

